

中泊町農業委員会会議録

令和2年3月13日

中泊町農業委員会

令和2年度中泊町農業委員会 3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月13日（金） 午後13時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員（ 人）

| | | | | |
|---------|-----|--------|-----|-------|
| 会 長 | 15番 | 松坂 龍美 | | |
| 会長職務代理者 | 14番 | 松田 耕司 | | |
| 委 員 | 1番 | 澤田 健吾 | 2番 | 大川 勝仁 |
| | | | 4番 | 葛西 誠 |
| | 5番 | 青山 邦栄 | 6番 | 藤田 次男 |
| | 7番 | 小野 美恵子 | 8番 | 瓜田 益子 |
| | 9番 | 坂本 朝彦 | 10番 | 成田 誠 |
| | 11番 | 外崎 満幸 | 12番 | 神 良一 |
| | 13番 | 木村 巧 | | |

4. 欠席委員（2人）

| | | | | |
|-----|----|-------|--|--|
| 委 員 | 3番 | 工藤 輝雄 | | |
| 委 員 | | | | |

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第23号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第24号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第25号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第38号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は 名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、13番木村巧委員、2番大川勝仁委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員古川次長と打越係長を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第23号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第23号</p> |
| 事務局 | <p>3ページをお開きください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の貸借の合意解約は、6件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第30号については、以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご意見等ございましたか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> |

議長 無いようですので、報告第24号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第24号

事務局 16ページをお開き下さい。報告第24号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局 今月の農地使用貸借の合意解約は2件ございました。内容については資料をご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第24号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 無いようですので、報告第25号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局 23ページをお開き下さい。報告第25号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年2月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。2月分の農地移動あっせん申し出は5件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第25号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第36号

議 長 議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 26ページをお開き下さい。議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第36号について、受付番号55番から61番に係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

瓜田委員 8番 瓜田です。
それでは報告いたします。去る3月3日、私と小野委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が4件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号55番から61番の7件ございました。内訳は、使用貸借が2件、贈与が1件、売買が4件です。

27ページをお開きください。受付番号55番は、深郷田字甘木地内の1筆の畑584平方メートルほか27件の親子間の使用貸借です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

29ページをお開きください。受付番号56番は、中里字亀山地内の1筆の畑385平方メートルほか30件の親子間の使用貸借です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

32ページをお開きください。受付番号57番は、深郷田字甘木地内の1筆の畑467平方メートルほか5筆の親子間による全部贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号58番は、今泉字神山地内の1筆の畑195平方メートルほか3筆の売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

33ページをお開きください。受付番号59番は、富野字沖津地内の1筆の田776平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号60番は、宮野沢字浦島地内の1筆の田79平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号61番は、富野字千歳地内の1筆の田191平方メートルほか6筆の売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号55番から61番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議 長 議案第37号の審議に入る前に、7番小野委員に関係する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことができないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

議 長 議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 38ページをお開き下さい。議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。
令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

委員 8番瓜田です。それでは報告いたします。
議案第37号について去る3月3日、私と7番小野委員、事務局職員とで現地調査を行いました。申請地は、八幡字盛山地区の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議 長 それでは事務局より、本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明いたします。39ページをお開きください。
受付番号7番は、八幡字盛山地内の畑で、面積は426㎡です。
申請地周辺の状況としましては、役場より北東へ1.2kmの距離にある住宅及び農地が混在する集落内に位置しております。周辺に集団農地が形成されているが、申請地から300m以内に鉄道の駅があり、鉄道敷地用地に隣接する小規模で生産性の低い農地と判断しました。
転用目的としましては、申請人は現在借家で、住宅を新築するに当たり実家近くの土地を探していたところ、父の所有する現在耕作放棄地となっていた畑を譲り受けることができたので申請があったものです。
資金計画については、借入で金融機関の住宅ローン審査結果を確認しておりますので問題ないと思われま。以上のことから、許可基準に定める農地区分としましては、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)で「市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地」に該当する「第3種農地」と判断しました。よって転用行為による周辺農地への影響はないものと思われ、面積その他の基準からみても問題なく許可相当であると考えられるものであります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 議案第38号

議 長 議案第38号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 44ページをお開き下さい。議案第38号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。令和2年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、令和2年3月10日付け中農政第244号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

47ページから51ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が10件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの売渡が3件、買入が7件となっております。

事務局

受付番号45番、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、八幡字日向の農地3筆、地目は田、面積は9,277㎡です。売買価格は352万6千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号46番、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、中里字汐干潟の農地2筆、地目は田、面積は6,045㎡です。売買価格は217万6千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号47番、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,484㎡です。売買価格は89万7千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号48番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、高根字小金石の農地6筆、地目は田、面積は24,129㎡です。売買価格は723万8千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号49番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,494㎡です。売買価格は374万8千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号50番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は6,312㎡です。売買価格は120万円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号51番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は5,624㎡です。売買価格は140万6千円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号52番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、豊島字千鳥の農地4筆、地目は田、面積は15,109㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号53番、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は11,930㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

受付番号54番、あおり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は21,823㎡です。売買価格は420万円です。対価の支払い期限は令和2年3月26日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

続きまして、73ページから86ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が16件、再設定が8件で面積は再設定、新規合わせて280,202平方メートルです。

73ページをお開きください。受付番号129番は新規の設定で、設定する農地は豊島地内の2筆の「田」5,255平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

受付番号130番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

74ページをご覧ください。受付番号131番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号132番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

75ページをお開きください。受付番号133番は新規の設定で設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」11,249平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われまます。

受付番号134番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

76ページをご覧ください。受付番号135番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

77ページをお開きください。受付番号136番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号137番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

78ページをご覧ください。受付番号138番は新規の設定で、設定する農地は八幡地内ほか2筆の「田」2,895平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号139番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内ほか5筆の「田」23,569平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

79ページをお開きください。受付番号140番も新規の設定で、設定する農地は富野地内の2筆の「田」9,651平方メートルです。期間は2年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号141番も新規の設定で、設定する農地は富野地内ほか5筆の「田」と「畑」16,408平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

80ページをご覧ください。受付番号142番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」8,294平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号143番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」2,473平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号144番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか8筆の「田」20,847平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

81ページをご覧ください。受付番号145番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか2筆の「田」11,386平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

82ページをご覧ください。受付番号146番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内他2筆の「田」6341平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号147番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか11筆の「田」35,800平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥15,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号148番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の11筆の「田」9,567平方メートルです。期間は1年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥15,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

84ページをご覧ください。受付番号149番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の8筆の「田」19,448平方メートルです。期間は今年11月31日まで(同一人物同士の他貸借終期とあわせるため)で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

85ページをご覧ください。受付番号150番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか4筆の「田」3,376平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

86ページをご覧ください。受付番号151番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」3,915平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号152番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」10,951平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格と総面積に対して米4俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

議長 以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月13日

農業委員会
会長

(松坂 龍美)

(木村 巧)

署名委員

(大川 勝仁)

署名委員
